

平成29年度
新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託
プロポーザル方式業者選定要領

1 目的

新上五島町は、風況の良さや、これまでの再生エネルギー関連の取組により、大規模な風力発電等の適地として再生エネルギー開発事業者から注目されている。町としては、これら再生エネルギーを活用した民間企業による発電事業等の実施を地域振興に繋げる取組を推進するとともに、無秩序な開発を防止し、町民生活、自然環境及び経済活動への悪影響を回避する必要がある。

環境との調和を図り、本町が持つ様々な課題を解決するため、風力発電のゾーニング計画を立案するものとし、「新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務」の受託者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

(1) 業務名称

新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託

(2) 業務履行場所

長崎県南松浦郡新上五島町内

(3) 業務内容

別添「新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という）のとおり

(4) 履行期間

平成29年度：契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

平成30年度：契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

※契約は毎年度締結するものとし、平成30年度の契約事務については、予算成立後、関係法令に則り事務執行する。（本プロポーザルで平成30年度の契約を確約するものではない。）

3 遵守すべき関係法令等

事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）及び業務委託仕様書に示す内容を遵守するものとする。

4 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

平成29年度契約上限額 25,100千円

平成30年度契約上限額 26,200千円

※提案上限額は、予定価格又は契約金額を示すものではなく、事業費の最大規模を表し、本業務の契約締結に係る上限金額とする。

5 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。
- (2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加申請書（様式第1号）の提出時点において満たしておくこと
- (3) 参加者は、次の要件を全て満たしておくこと。

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとし、参加資格要件確認表（様式1-1）を参加申請書と併せて提出すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ウ 参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税に未納の税額がない者であること。
- エ 仕様書等の公表日から業務提案書提出期限までの間において、本町から指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 長崎県内に本社及び本店又は支社及び支店若しくは営業所等を有する者であること。
- カ 原則として新上五島町入札参加資格者名簿に掲載されていること。
- キ 新上五島町建設工事暴力団対策要綱（平成21年度新上五島町訓令第24号）の規定による指名除外措置の期間中でない者であること。
- ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。
- ケ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- コ 過去に同種、同程度の風力発電に関する調査を実施し、適切に遂行した実績を有することとし、関連業務に係る業務実績一覧（様式1-2）を提出すること。
- サ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

(4) 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 提出方法

持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

なお、直近2年間の法人町民税、法人県民事業税、消費税及び地方消費税を完納していることを示す証明書(納税証明書)を添付すること。

6 プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールについては次のとおりとする。なお、都合により変更する場合がある。

内 容	期 限
実施要領の公表、参加申請書の交付	平成29年7月11日（火）
質疑書受付締切	平成29年7月14日（金）
質疑書に対する回答	平成29年7月19日（水）
参加申請書の提出	平成29年7月21日（金）
参加資格審査確認通知書の送付	平成29年7月26日（水）
業務提案書の提出	平成29年8月15日（火）
審査及び最終業務受託候補者の選定並びに通知	平成29年8月18日（金）
業務提案書プレゼンテーション	平成29年8月24日（木）
最終業務受託候補者決定	平成29年8月24日（木）
最終業務受託候補者公表及び結果通知	平成29年8月25日（金）
契約内容に関する詳細打合わせ	平成29年8月28日（月）
業務委託契約の締結	平成29年8月29日（火）

7 仕様書等に関する質疑書の提出

(1) 提出先

事務局 〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町役場 総合政策課

政策推進班 伊賀・法村

電子メール（総合政策課代表）

seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

(2) 提出方法

質疑内容を簡潔にまとめ「仕様書等に関する質疑書（様式1-4）」に記入の上、電子メールで提出すること。その際の送信確認は、電話連絡など送信者の責任において行い、必ず受理確認をすること。

(3) 提出期間

平成29年7月11日（火）から平成29年7月14日（金）17時まで（必着）

8 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり事務局へ提出すること。

(1) 提出書類 参加申請書（様式第1号）、参加資格要件確認表（様式1-1）、
業務実績一覧（様式1-2）、企業概要書（様式1-3） 各1部

(2) 提出期限 平成29年7月21日（金）17時まで（必着）

- (3) 提出方法 持参又は郵送によるものとし、併せて、提出書類一式をPDFファイルによりメールで提出するものとする。いずれの方法についても、9時から17時まで受け付ける。

9 参加資格の確認及び業務提案書等の提出

本町より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、平成29年度から平成30年度の期間に実施する内容の企画提案について、下記に示す書類一式を次のとおり提出するものとする。

なお、提出書類はPDFファイルにより、電子媒体（CD-R）に記録したものを1部提出すること。提出方法は持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は配達記録の確認が取れる手法により期限までに必着のこと。

提出された提案書等の返却は行わず、提案数は1事業者1案とする。

提案書は非公開とする。

なお、参加申請書及び提案書について、提出後における差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、参加資格を認められなかった者で、その理由の説明内容について疑義があるものは、公募型プロポーザル方式参加資格が認められなかった理由の説明請求について（様式第3号）により7月27日までに説明を求めることができ、本町は説明請求があった場合、7月28日までに回答書（様式第4号）により請求者に回答する。

(1) 提出書類

- ア 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部（正本1部、副本8部）

鑑として、正本に提案書（様式第6号）を添付し副本にその写しを添付すること。

A4版（縦もしくは横）の用紙を基本とし、いずれも横書きで実施要領P.7の最終業務受託候補者決定基準、3各審査内容、(3)審査の評価項目の①～⑩の順に記載する。

- イ 作業工程表（様式6-1）・・・・・・・・・・9部

提案書の最終頁に併せて製本すること。

- ウ 参考見積書（様式6-2）・・・・・・・・・・1部

※内訳書を添付すること【任意様式】

10 プロポーザル参加の辞退

本町より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、業務提案書等の提出期限日までに「参加辞退届出書」（様式第7号）を事務局へ提出すること。

なお、提出方法は持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

11 提案資格の喪失等

プロポーザル方式の参加者と認めた者において、次の各号のいずれかに該当するときは、参

加資格を喪失するものとし、既に提出された提案書は無効とする。なお、提案資格の喪失に該当する場合は、当該事業者へ提案資格の喪失に関する通知書（様式第9号）により8月18日までに通知する。

- (1) 5参加資格要件に規定するプロポーザル方式に参加するための資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書等に虚偽の記載が認められたとき。

12 事業者の決定

(1) 最終業務受託候補者の選定

事業者の選定等は、「新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託審査プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーションの実施

本町は、業務提案書等の受付終了後プレゼンテーションを実施する。

なお、業務提案書等の提出をした参加者の中から、提出書類による1次審査及び委員会の審査を得てプレゼンテーションの参加者を決定する。

実施時期は、平成29年8月24日（木）とする。場所及び内容等については参加者に対して事前に通知する。

ア プレゼンテーションに必要な機器類は、各参加者で準備を行うこととする。パワーポイントなどを使って提案する場合は事前連絡をすること。

イ 参加者は、プレゼンテーションに参加する人員（3名以内）等について、速やかに本町に対し届出を行うものとする。（様式任意：所属・役職・氏名）

ウ 所要時間は、1参加者につき45分以内とする。

- ① プレゼンテーション 30分以内
- ② 質疑応答 15分以内

(3) 委員会の審査結果を受けて、本町は、最終業務受託候補者を決定するものとする。

(4) 審査結果及び評価の公表

本町は、委員会の選定結果を取りまとめて、最終業務受託候補者に対し通知する。

なお、審査結果及び内容等に関する問い合わせ並びに異議等は受け付けない。

13 契約手続き

(1) 契約の締結

本町は、最終業務受託候補者との間で業務委託契約を締結する。

(2) 次順位者との交渉

本町は、最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て業務受託事業者の負担とする。

14 問合せ先（事務局）

新上五島町役場 総合政策課 政策推進班 伊賀・法村

所在地 〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

電話 0959-53-1113

FAX 0959-53-1100

電子メール seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

最終業務受託候補者決定基準

1 最終業務受託候補者決定基準の位置付け

本最終業務受託候補者決定基準は、新上五島町（以下「本町」という。）が、新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、最終業務受託候補者を決定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者の選定方法

最終業務受託候補者選定のための基準は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している新上五島町風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討支援・調査業務委託審査プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 各審査の内容

審査は、参加資格の確認、提案内容の順に実施し、各審査の内容は、次のとおりである。

(1) 参加資格の確認

ア 参加資格等の確認

本町は、本業務の参加希望者（以下「参加者」という。）に求めた参加資格書類等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

イ 参加資格要件の確認

本町は、参加者が実施要領「6 参加資格要件」の各項目を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案内容の審査

ア 提出書類の確認

本町は、参加者からの提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

イ 見積金額の限度額の確認

本町は、参加者が提出した見積書に記載された見積金額が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超える場合は失格とする。

ウ 業務委託内容の確認

本町は、参加者が提出した業務提案書等の内容が業務委託仕様書に求める業務内容を満たしていることを確認する。明らかに満たしていない場合は失格とする。

(3) 審査の評価項目

審査に当たっては、以下の審査基準により評価する。

評価項目	内 容	審査の視点
業務遂行能力	①業務実施体制	業務を実施する上で必要な組織、人員、執行体制は整っているか。また、業務従事者は必要な専門知識、経験及び実績があるか。
	②業務実績	同種業務又は類似業務（過去3年以内）の業務完了実績があるか。
企画提案内容	③目的・目標の妥当性	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	④既存情報の収集・整理	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑤ヒアリングの実施	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑥環境調査等の実施	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑦ゾーニング計画の検討	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑧協議会等の設置・運営 (先進地調査を含む)	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
工 程 管 理	⑨工程管理の妥当性	無理なく、確実に業務を遂行できる工程になっているか。
実 用 性	⑩積算内容（2年間分）の妥当性	業務に係る経費の見積りや算定根拠は適切なものか。

(4) 評価の着眼点

提案書等に記載する項目は、(3) 審査の評価項目の①から⑩までの項目とし、評価は、業務に対する理解度、業務への意欲、業務提案書の的確性、説明能力、表現力、独創性、妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。当該審査ポイントを理解の上、業務提案書等の作成を行うこと。